

国の行政機関が作成した文書の例

通知

国が行った調達に対する苦情申立てについての政府調達苦情検討委員会の報告及び提案について（通知）・・・1

子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果について（通知）・・・2

（「6訂 公文書の書式と文例」（文部科学省） 文例から抜粋）

白書

平成28年度 文部科学白書

第2部 第7章 科学技術・学術政策の総合的推進・・・3

総論,第1節 科学技術・学術政策の展開,第2節 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組

第2部 第9章 文化芸術立国の実現・・・7

第10節 新しい時代に対応した著作権施策の展開

広報誌

文部科学広報 平成30年4月号・・・巻末から（縦書き）

特集 文教・科学技術施策の動向と展開

「文化芸術立国」の実現を目指して（抜粋）

文化庁広報誌ぶんかる・・・11

文化財のとびら 平成26年5月14日

SNS

twitter 文部科学省 MEXT・・・14

twitter 文化庁広報誌ぶんかる・・・14

通知① 国が行った調達に対する苦情申立てについての政府調達
苦情検討委員会の報告及び提案について(通知)

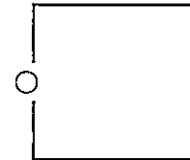
通知 (内部向け)

〇〇〇文科会第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

官 房 長
官 房 会 計 課 長
文 教 施 設 企 画 部 長
国 際 統 括 官
各 局 長 殿
国立教育政策研究所長
科学技術政策研究所長
日 本 学 士 院 長
文 化 庁 長 官

文部科学省大臣官房会計課長

〇 〇



国が行った調達に対する苦情申立てについての政府調達苦情検討
委員会の報告及び提案について (通知)

標記について、政府調達苦情処理推進会議より報告書及び提案書が送付されましたので参考として通知します。

本件は、国土交通省が行った総合評価落札方式による一般競争入札について、入札参加業者より苦情申立てがあり、政府調達苦情検討委員会分科会が審査を行った結果国の要件定義書(仕様書)には具体的に示されていない又は求めている要件でありながら、業者の提案書の内容には具体性がない又は明記されていないとして不当に低く評価している点や要件定義書に示されている内容に沿った提案をしているにもかかわらず不当に低く評価している点など、国側の審査・採点が不当であるとの結論に達し、入札を再審査するよう提案がなされたものです。

各担当官においては、同様のことのないよう公平な審査等の実施をお願いします。

本件連絡先：大臣官房会計課〇〇班(内線〇〇〇〇)

通知② 子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果について(通知)

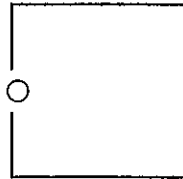
通知

〇〇文科生第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 指 定 都 市 市 長
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省生涯学習政策局長

〇 〇 〇 〇



子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果について (通知)

標記委託調査については、本年〇月〇〇日にその速報を公表するとともに、「子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果(速報)について」(平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇文科生第〇〇〇号生涯学習政策局長通知)を发出したところですが、このたび最終報告書を別添1のとおり取りまとめて公表しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、引き続き、今般の調査結果を踏まえ、携帯電話等の安全・安心な利用に向けた学校関係者や保護者等への啓発活動の推進、学校における情報モラル教育の充実、また、家庭教育支援基盤形成事業の活用による学習機会の提供など、家庭教育支援関連施策も活用しつつ、取組の一層の充実を図るようお願いします。

また、管内の市区町村、市区町村教育委員会及び学校に対しても、本調査結果について御周知くださるとともに、適切な取組がなされるよう御指導をお願いします。

なお、本調査結果の概要及び全文は、文部科学省のホームページに掲載されていますので御活用ください。

本件については、本日付けで、別添2を社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に发出しています。

(別添省略)

総論

我が国の科学技術行政は、内閣総理大臣を議長とする総合科学技術・イノベーション会議の基本方針の下で、関係府省が連携しつつ推進しています。文部科学省は、科学技術・学術に関する基本的な政策の企画・立案や推進、研究開発に関する具体的な計画の作成や推進、科学技術に関する関係行政機関との調整などを行っています。

東日本大震災からの復興、少子高齢化への対応、新興国の台頭等による国際競争力の相対的な低下など様々な問題を解決し、我が国の経済社会を発展させていくため、科学技術によるイノベーションの創出が必要不可欠です。こうした認識を踏まえ、安倍内閣における、我が国を「世界で最もイノベーションに適した国」にするとの方針の下、平成28年1月には、10年先を見通した5年間の科学技術振興に関する総合的な計画である「第5期科学技術基本計画」が策定され、28年度はその初年度となりました。

文部科学省では、本基本計画に基づき、科学技術イノベーション^{*1}の成果を新産業創出や経済的・社会的課題の解決等に確実につなげていくため、幅広い取組を進めることとしています。

第1節 科学技術・学術政策の展開

1 第5期科学技術基本計画

「科学技術基本計画」は、「科学技術基本法」に基づいて、政府が、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画です。平成8年に「第1期科学技術基本計画」を策定して以降、これまで5年ごとに「科学技術基本計画」を策定し、科学技術政策の振興を図ってきました。

平成28年度に開始された「第5期科学技術基本計画」では、①世界に先駆けた「Society 5.0^{*2}」の実現に向けた一連の取組に代表される、未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組、②経済・社会的課題への対応、③人材育成や学術研究・基礎研究など、科学技術イノベーションの基盤的な力の強化、④オープンイノベーション^{*3}の推進等、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築の四つを重要な柱と位置付けています。

さらに、政府研究開発投資の目標として、対GDP比1%、総額約26兆円を明確に掲げ、これにより、科学技術イノベーション政策を強力に推進するという安倍政権の基本姿勢を国内外に示すものとなっています。

2 科学技術・学術政策を推進するための取組

(1) 年次報告（科学技術白書）

「科学技術の振興に関する年次報告」（科学技術白書）は、「科学技術基本法」第8条に基づき、政府が科学技術の振興に関して行った施策について、文部科学省が取りまとめて毎年

*1 科学技術イノベーション：科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新のこと。

*2 Society 5.0：狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味を込めている。

*3 オープンイノベーション：企業において、組織外の知識や技術を積極的に取り込む取組のこと。

国会に提出している報告書です。平成28年度の年次報告では「オープンイノベーションの加速～産学官共創によるイノベーションの持続的な創出に向けて～」について特集しています。

(2) 総合科学技術・イノベーション会議の司令塔強化への対応

総合科学技術会議の司令塔機能を強化するため、平成26年4月23日に「内閣府設置法の一部を改正する法律」が成立し、同年5月19日に施行されたことによって、総合科学技術会議及び内閣府の所掌事務が追加されるとともに、総合科学技術会議が「総合科学技術・イノベーション会議」に改組されました。こうした機能強化によって、府省・分野を越えた横断型の研究開発を推進する「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」や、実現すれば産業や社会の在り方に大きな変革をもたらすハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進する「革新的研究開発推進プログラム (ImPACT)」が本格的に推進されています。科学技術に関する多くの分野の推進を担っている文部科学省も、これらのプログラムに積極的に協力しています。

(3) 第5期科学技術基本計画の着実な実施に向けた取組

「第5期科学技術基本計画」では、計画の進捗及び成果を把握していくため、主要指標と目標値を設定し、主要指標の状況、目標値の達成状況を把握することで、恒常的に政策の向上を図るとしています。文部科学省では、科学技術イノベーションの中核的役割を担う省として、本基本計画が着実に進捗されていることを確認するため、本基本計画に記載された各政策領域を忠実に「見える化」した「俯瞰マップ」を作成しました。また、それぞれの「俯瞰マップ」ごとに政策・施策・個別取組等を企画・立案・評価する上で参考となる指標の設定を行いました。5年間の計画期間中、この「俯瞰マップ」における指標の値の変化を参考にしつつ、常に周辺環境の変化を的確に捉えることによって、状況に応じた有効な施策立案や改善につなげることをとしています。

第2節

未来の産業創造と社会変革に向けた 新たな価値創出の取組

1 世界に先駆けた「Society 5.0」の実現

情報通信技術 (ICT) の急激な進化により、ネットワーク化やサイバー空間の利用が飛躍的に発展しています。こうしたことから、平成28年度からの「第5期科学技術基本計画」は、サイバー空間とフィジカル空間 (現実社会) を高度に融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす未来社会の姿を提示しました。文部科学省としても、その新たな経済社会である「Society 5.0」の実現に向け、競争力向上と基盤技術の戦略的強化を重視しています。

2 「Society 5.0」における競争力向上と基盤技術の強化

(1) Society 5.0 サービスプラットフォームの構築に必要な基盤技術

Society 5.0の基盤技術である人工知能技術の研究開発と社会実装に向けて、平成28年4月に創設された「人工知能技術戦略会議」を司令塔として、29年3月に取りまとめた「人工知能技術戦略」に基づき、総務省、文部科学省、経済産業省をはじめとする関係府省が連携して取組を進めています。文部科学省では、28年度から、「AIP (Advanced Integrated

Intelligence Platform Project) : 人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト」として、理化学研究所に新設した革新知能統合研究センター (AIPセンター) において、10年後を見据えた革新的な人工知能基盤技術の構築や、iPS細胞、モノづくりなどの日本が強みを持つ分野を更に発展させ、ヘルスケア、防災、インフラなどの我が国固有の社会的課題を解決するための応用研究などを実施しています。また、科学技術振興機構 (JST) において、人工知能等の分野における独創的な若手研究者や、新たなイノベーションを切り開く挑戦的な研究課題に対する支援を一体的に推進しています。

さらに、文部科学省では、あるべき未来社会の実現に必要なICT基盤技術の確立に向けて「未来社会実現のためのICT基盤技術の研究開発」を推進してきたところであり、実世界の様々なデータを分析する課題解決型のサイバーフィジカルIT統合基盤、ビッグデータを利活用するためのシステム、情報・統計分野等の専門知識を有しビッグデータの利活用を担える人材の育成、耐災害性に優れた安全・安心社会のためのスピントロニクス材料・デバイス基盤技術及び高機能高可用性ストレージ基盤技術といった成果が得られています。

(2) 新たな価値創出のコアとなる強みを有する基盤技術

① ナノテクノロジー・材料科学技術分野における研究開発の推進

ナノテクノロジー・材料科学技術分野は我が国が高い競争力を有する分野であるとともに、広範で多様な研究領域・応用分野を支える基盤です。その横串的な性格から、異分野融合・技術融合により不連続なイノベーションをもたらす鍵として広範な社会的課題の解決に資するとともに、未来の社会における新たな価値創出のコアとなる基盤技術です。文部科学省では、ナノテクノロジー・材料科学技術分野に係る、基礎的・先導的な研究から実用化を展望した技術開発までを戦略的に推進するとともに、研究開発拠点の形成等への支援を実施しています。

このほか、物質・材料研究機構では、計測技術、シミュレーション技術、ナノ構造を制御した材料合成技術、ナノスケール特有の現象・機能の探索など新物質・新材料の創製に向けた物質・材料の基礎研究と基盤的研究開発を実施しています。

② 量子科学技術 (光・量子技術) 分野における研究開発の推進

レーザー等の光科学技術や、放射光、中性子ビーム、イオンビーム等の量子ビームをはじめとする量子科学技術 (光・量子技術) は、情報通信、医療、環境・エネルギー等の広範な分野において、学術研究から産業応用まで幅広く利用されています。

現代では、目覚ましい科学技術の発展に伴って、これまでは不可能であった原子・分子レベルでの微細加工や、物質構造や状態の詳細な解析が求められてきています。光・量子技術は、計測技術、イメージング・センシング技術、情報・エネルギー伝達技術、加工技術の一層の高度化をもたらし、超スマート社会における新たな価値を生み出すとともに、これまでは思いも寄らなかった学術領域やイノベーションを生み出す可能性を秘めています。

このため、文部科学省は、平成20年度から「光・量子科学研究拠点形成に向けた基盤技術開発」を実施しています。同事業は、我が国の光・量子技術分野のポテンシャルと他分野のニーズをつなげ、産学官の多様な研究者が連携・融合しながら光・量子技術の研究開発を進めるとともに、この分野を将来にわたって支える人材育成を推進しています。さらに、科学技術・学術審議会に量子科学技術委員会を設置してこの分野の調査検討を行っており、29年2月には「量子科学技術 (光・量子技術) の新たな推進方策について 中間とりまとめ」を公表しました。

また、イノベーション創出の基盤技術として、量子科学技術の重要性が高まってきたことを受け、平成28年4月、放射線医学総合研究所と日本原子力研究開発機構の一部が統合し、

量子科学技術研究開発機構（QST）が発足しました。QSTでは、重粒子線がん治療装置の小型化・高度化の研究や、世界トップクラスの高強度レーザー（J-KAREN）やイオン照射研究施設（TIARA）を利用した物質・生命科学研究等を実施し、量子科学技術を一体的、総合的に推進しています。

新しい時代に対応した著作権施策の展開

1 著作権制度の見直し

文化審議会著作権分科会においては、社会の要請を踏まえ、著作権制度の見直し等について検討を行っています。平成28年度は、デジタル化・ネットワーク化の進展により生じた新たなニーズを踏まえ、権利者の許諾なく著作物を利用できる仕組み（権利制限規定）の整備等について検討を行いました。（1）から（4）の課題については、著作権法改正の方向性について、29年4月に報告書を取りまとめました。また、（5）や（6）の課題については、引き続き検討を行っていく予定です。

（1）柔軟性のある権利制限規定の整備

技術革新により、AIやビッグデータの活用など著作物等を利用したサービスを創出し発展させるためのニーズが新たに生じていることを踏まえ、新たな著作物利用形態に柔軟に対応できる権利制限規定の在り方について検討を行いました。コンピュータの内部などで行われる著作物のコピー等のように著作物の表現の知覚を伴わないケースなど、権利者の利益を害しない行為について、幅広く権利制限の対象とすることが適当としました。また、様々な著作物を検索するサービス等のために著作物を部分的に表示することや、外国人の観光上必要な情報等に関する翻訳サービスについて、権利制限規定の整備を行うことを適当としています。

（2）教育の情報化の推進

近年、反転授業を通じた主体的な学び等による教育の質の向上や教育機会の拡大のため、ICT活用教育が重要とされており、その推進のための著作権制度上の課題の解決が求められています。検討の結果、授業で使用するための教材等をメールで送信することや、eラーニング用の講義映像に著作物を収録して送信することについて、著作権者への補償金支払を条件として、新たに権利制限規定の対象とすることが適当としました。また、教育機関における法の研修・普及啓発や法解釈に関するガイドラインの策定、ライセンス環境の整備など、法の運用面の課題の解決に向け、関係者を中心として取組を進めていくべきことを提言しました。

（3）障害者の情報アクセス機会の充実

平成25年6月、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）」が採択されました（28年9月に発効）。これを受け、同条約の締結に必要な法制度の整備について検討を行うとともに、視覚障害者等のための情報アクセス機会の充実に向けた制度整備について検討を行いました。具体的には、視覚障害者等のための権利制限規定の対象を肢体不自由者に拡大することや、ボランティア団体が障害者向けに音訳サービス等を提供しやすくするための制度の整備等について提言しました。

（4）アーカイブの利活用促進

著作物等のアーカイブの促進に係る著作権制度上の課題については、平成26年度から検

討を行ってきました。我が国の文化資料のアーカイブを利活用するため、美術館等が観覧者のためにタブレット等の電子機器を使ったり美術や写真のサムネイル画像（小さな画像）をインターネットに掲載したりして、作品の解説・紹介をすることを著作権法上可能とすることや、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金の取扱いを見直すこと等を提言しました。引き続き、アーカイブ機関における著作物等の適正な利用を推進するための検討を行っていきます。

(5) リーチサイトへの対応

いわゆるリーチサイト^{*14}などによる侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長していることから、その対応策の検討が求められています。リーチサイト等の実態及びこれに関する課題、著作権制度に関する要望について関係者からの意見聴取を行い、インターネットの利用を過度に規制することとならないよう、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、検討を行っています。

(6) クリエーターへの適切な対価還元

クリエイターは、著作物が利用される際に支払われる対価を基に、創作活動を継続しています。音楽やテレビ番組等を録音・録画する際の対価の支払いを定めた私的録音録画補償金制度が、新しい機器やサービスの台頭に伴い形骸化していることから、クリエイターへの適切な対価の還元の在り方が問題となっており、問題解決のための検討を行っています。

2 著作権の円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中で、文化庁は、著作物の流通促進の観点から、次の施策を行っています。

(1) 「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、著作物等を集中的に管理する事業が普及しています。これらの事業を行う著作権等管理事業者に対して、「著作権等管理事業法」に基づき、年度ごとの事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行い、適切に事業が行われるよう指導監督を行っています（登録事業者数：29事業者（平成29年3月1日現在））。

(2) 権利処理の円滑化に向けた取組

著作権者等やその所在が不明の場合に、文化庁長官の裁定を受けて著作物等を適法に利用するための「裁定制度」の運用を行っています。平成28年度は書籍における著作物や放送番組における実演など4万7,699件の著作物等の利用について裁定を行いました。

また、権利処理を円滑化する観点からは、著作物等の権利情報を集約化したデータベースの整備に向けての施策を平成29年度予算に盛り込み、実証事業を実施することとしています。

(3) 著作権登録制度の運用

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保などのため、著作権法に基づく登録事務を行っています。

^{*14}リーチサイト：自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト

3 著作権教育の充実

著作権に関する意識や知識を身に付けることは、今日ますます重要となっており、中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。

文化庁では、全国各地での講習会の開催や教材の作成・提供を行っています。講習会は、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員、教職員を対象として毎年十数か所で開催されています。教材は、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、¹⁵大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテキスト、著作権Q & Aデータベース「著作権なるほど質問箱」などを、文化庁ウェブサイトにより広く提供しています^{*15}。

また、文化庁では、平成24年の著作権法改正で導入された違法ダウンロードの刑事罰化に関する質問を整理して公開しているほか、関係事業者と連携しつつ周知に努めています^{*16}。



写真：平成28年度図書館等職員著作権実務講習会（東京会場）

4 国際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の国境を越えた新たな流通形態が生まれています。我が国コンテンツの海外での侵害形態として、CD、DVD等いわゆる「パッケージ」の海賊版（違法複製物）に加え、インターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。文化庁では、積極的にこのような現状に対応した適切な海賊版対策を推進するとともに、国際ルールの構築に参画しています。

(1) 海外における海賊版対策

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することのできない深刻な問題となっています。このため、文化庁では、権利者による権利行使の実効性を高めるための環境整備を目的として以下の施策を講じています。

- ① 二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請
- ② 侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化の支援
- ③ 侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象としたトレーニングセミナーの実施
- ④ 侵害発生国・地域における著作権普及啓発事業の実施
- ⑤ 我が国の権利者等の諸外国での権利行使の支援

(2) 国際ルールづくりへの参画

① 環太平洋パートナーシップ協定への対応について

「環太平洋パートナーシップ協定」（以下、「TPP協定」という。）は、アジア太平洋地域の12か国の参画の下で構築された包括的な経済連携協定です。モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築することを目指

^{*15} 参照：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>

^{*16} 詳細については参照：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/online.html>

しており、著作権等の知的財産権についても、様々な内容について規定し、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっています。TPP協定は平成27年10月に大筋合意に至り、28年2月には協定文書への署名式が行われました。

TPP協定で合意された著作権関係規定のうち、著作物等の保護期間の延長や著作権等侵害罪の一部非親告罪化等の事項に関しては、我が国の著作権制度の見直しが必要とされてきました。これらの事項に関しては、文化審議会著作権分科会における検討を経て、平成28年12月9日に、著作権法の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立しました。著作権法の改正部分については、TPP協定が日本国について効力を生ずる日に施行されることとなっています。

②WIPO関連事項について

このほか、国際的ルールづくりへの参画として、現在WIPO（世界知的所有権機関）*17において放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行われており、我が国は積極的に参画しています。平成24年6月には「視聴覚実演に関する北京条約」が、また25年6月には視覚障害者又はその他の読字障害者による著作物のアクセスと利用の促進を目的とした「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）」が採択されました。「視聴覚実演に関する北京条約」については、26年5月に国会においてその締結が承認され、同年6月に加入しました。さらに、EPA（経済連携協定）、交渉等の機会を通じて、アジア諸国を中心とする国々に著作権等関係条約の締結を働き掛けています。

文化庁
広報誌

ぶんかる

HOME > 文化財のトビラ 001

文化財のトビラ

2014年5月14日

「海を越えた再会－クリーブランド美術館の日本美術」

九州国立博物館研究員 わしづかつら 鷲頭桂

たとえば、皆さんが今から新しい美術館を作るとします。そこに展示する作品は、まだありません。これからコレクションを作るのです。そんな状況におかれたとして、皆さんはどんな美術を集めるでしょうか？

1913年に新しく誕生したクリーブランド美術館の場合、世界のさまざまな美術のほか、日本美術を積極的に集めて、アメリカの人々に紹介しようと考えました。それから約100年。今では「日本美術の教科書」と呼べるほど、平安・鎌倉時代の仏教美術から、中世の水墨画、多彩な江戸時代の絵画まで、千年にわたる歴史が見渡せる優れたコレクションに成長しています。そんなクリーブランド美術館から選りすぐりの日本美術が、この夏、九州にやってきます。異次元のようなダイナミックな表現が今も新鮮な雪村の「龍虎図屏風」などが里帰りしますので、ぜひお楽しみに。

そして、実はこの「里帰り」にあわせて、クリーブランド美術館の作品の「仲間たち」が九博に集合することになりました。かつてはひと続き（ひと組）の作品でありながら、今はクリーブランドと日本で別々に所蔵される絵画や彫刻が、九博にやって来るのです。まさに海を越えた、スペシャルな美の同窓会。これを皆さんにお届けできるよう、同窓会幹事として全力で走っている、そんな今日この頃です。



雪村周継筆 龍虎図屏風 クリーブランド美術館蔵

【クリーブランド美術館展】

平成26年7月8日（火）～8月31日（日）

九州国立博物館 特別展示室

【特別公開 海を越えた再開—クリーブランド美術館の仲間たち—】

平成26年7月15日（火）～8月24日（日）

九州国立博物館 文化交流展示室 関連第11室

「夢中」に出会う —真夏のトピック展示「全国高等学校 考古名品展」—

九州国立博物館主任研究員 いちもとるい 市元壘

みなさんは、はるか昔のできごとをどのようにして知りますか。学校の歴史の授業で習ったり、お爺さんやお婆さんから昔話として教えてもらったり、自分で調べたりという

いでしょう。そして知るような大昔のできごとは、じつは私たちのすぐ足もとにも眠っているのです。それを発掘して研究していくのが、考古学という学問です。

考古学なんて小難しそうなものは、大学の学者がするものだと思っている方も多いかもしれません。しかし、考古学という学問の歩みをたどっていくと、そこにはたくさんの高校の先生や生徒のすがたを見つけることができます。高校の先生や生徒こそは、日本の考古学研究の一翼を担ってきた存在なのです。

本展は、高等学校に寄贈されたり、あるいは先生や生徒が調査して集めた考古資料を選びすぐって展示するという、国立博物館としては初めての企画です。展示品を通して、ひょっとしたら考古学にひたむきだった先生や生徒の、心の一端に触れることができるかもしれません。

私は、なにかひとつのことに夢中になるということは、とても尊く、また素晴らしいことだと考えています。この展示を通して、そうしたことを多くの方と共にかみしめたいと思っています。



1948年に高校生たちが発掘した八二ワ

(重要文化財 埴輪男子胡坐像, 古墳時代・6世紀, 福島県立磐城高等学校)

【全国高等学校 考古名品展】

平成26年7月15日(火)～9月23日(火・祝)

九州国立博物館 文化交流展示室 関連第3室

SNS① twitter 文部科学省 MEXT

SNS② twitter 文化庁広報誌ぶんかる



文部科学省 MEXT ●
@mextjapan

フォローする

平成29年度「#小中一貫教育 推進事業」成果報告書を掲載しました。
小中一貫教育の導入に向けた先導的な取組を実施する先行事例等，受託した11道県・3政令指定都市の取組内容を紹介しています。
詳細→[mext.go.jp/a_menu/shotou/...](https://mext.go.jp/a_menu/shotou/) #mext #教育



文部科学省 MEXT ●
@mextjapan

フォローする

「平成30年度パテントコンテスト/デザインパテントコンテスト」を開催！
自ら考え出した発明・デザインを応募いただき，優秀賞は実際に特許庁へ出願していただくことで，#特許権 #意匠権 取得までの手続を実体験していただきます。（対象：高校生・高専生・大学生等）
[mext.go.jp/a_menu/shinkou...](https://mext.go.jp/a_menu/shinkou/) #mext



文化庁広報誌ぶんかる ●
@prmag_bunka

フォローする

連載「アートダイアリー」。4/1，日本で6番目の国立美術館「国立映画アーカイブ」が誕生しました！
映画を愛する人々が待ち望んだ，日本で初の国立映画専門機関なんだって！
bunka.go.jp/prmagazine/ren... #文化庁 #ぶんかる #国立映画アーカイブ



文化庁広報誌ぶんかる ●
@prmag_bunka

フォローする

連載「言葉のQ&A」。今日は暖かい一日でしたね～
暖かい日に使う「小春日和」という言葉。どの季節に使う言葉か知っていますか？
bunka.go.jp/prmagazine/ren...
#文化庁 #ぶんかる

「文化芸術立国」の実現を目指して

文化庁

文化芸術は、豊かな人間性を育み、想像力と感性を養うなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術を通して子供から高齢者まであらゆる人々が社会に参画することで相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されることへの一助になります。さらに芸術祭や文化財を活用した観光振興関連ビジネスへの波及効果など文化芸術は重要な役割を担っています。

新・文化芸術基本法の成立

平成29年6月には、文化芸術の振興のための基本的な法律である「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」となりました。これにより、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込まれることとなりました。また、平成30年3月、文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018(平成30)年度〜2022年度)の国の政策の方向性を示した、文化芸術推進基本計画が閣議決定されました。

文化庁の移転及び機能強化

まち・ひと・しごと創生本部では、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方移転について道府県等からの提案を踏まえた検討を行い、平成

28年3月に「政府関係機関移転基本方針」を決定しました。この中で文化庁については、外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務(関係省庁との調整等)についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、機能強化を図りつつ、全面的に京都に移転することとされました。

これを受け、平成28年4月に、「文化庁移転協議会」が設置され、平成29年7月の同協議会では、①京都に文化庁本庁を置くことなど組織体制の大枠、②移転場所を現京都府警察本部本館(京都府が改修・増築を行った上で賃借)とすること、及び③移転時期を遅くとも2021年度中とすること等について、取りまとめられました。

また、平成29年4月には、本格移転に先立ち、「地域文化創生本部」を京都に設置しました。本格移転の準備とともに、新政策課題対応のための調査研究や暮らしの文化に対する具体的施策の検討、文化財等を生かした広域文化観光モデルの開発など、新たな政策ニーズに対応した事業を進めています。

さらに、今後、京都への全面的な移転に向け、新たな文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進する体制を整備するため、文部科学省設置法の一部を改正する法律案が国会に提出されました。本法案が国会において成立すれば、本年秋には、縦割りを超えた開放的・機動的な文化政策集団の形成を掲げ、これまでの政府決定を踏まえ、文化庁組織を抜本的に改編するこ

とにより、新・文化庁が発足する予定です。詳細は文化庁ホームページ「文化庁の機能強化・京都移転」(http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyo/sei/kinou_kyoka/index.html)を参照ください。

平成30年度文化庁予算においては、社会的・経済的価値を高く含む文化政策への転換を目指し、総額1077億円を確保したところです。文化芸術の創造・発展と人材育成、かけがえのない文化財の保存・活用及び継承等、文化資源を生かした社会的・経済的な価値の創出、日本ブランド向上に向けた多様な文化芸術の発信、文化発信を支える基盤の整備・充実といった主要政策を通じた文化芸術振興施策を戦略的に推進します。このほか東日本大震災復旧・復興対策として国指定等文化財の復旧等に6億円(東日本大震災復興特別会計)を計上しています。

豊かな文化芸術の創造と人材育成

優れた文化芸術創造活動を生み出す環境を創出し、我が国の芸術水準と国際的評価を高めるため、我が国のトップレベルの芸術団体による舞台芸術の創造発信を重点的に支援します。

さらに、発表・研修の機会の提供など新進芸術家の育成や、一流の芸術団体・芸術家による、子供たちの文化芸術体験の機会の提供を通じ、将来の芸術家の芽を育み、国民全てが観客となる土壌をつくるとともに、創造力を育成し、自由な発想やひらめき、感性を備えた強い人材の育成を実現します。

1 文化芸術創造活動に対する効果的な支援

① 戦略的芸術文化創造推進事業

世界における日本文化芸術への関心と評価を高め、我が国の文化芸術各分野の総力を結集して、グローバルなネットワークを構築・強化しつつ、世界のトップと評価される新たな文化芸術の創造と発信を図るなど、戦略的な文化芸術施策を展開します。また、障害者芸術や社会的包摂に資する活動を拡充し、共生社会の実現を図ります。

② 舞台芸術創造活動活性化事業

我が国の芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動の推進及び、その成果について国内外への発信を促す舞台芸術創造活動に対し、平成28年度から、次のような支援を導入しています。

- (イ) 各芸術団体の芸術水準の向上を図りつつ、より多くの国民に対し優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、入場料収入に応じた支援を実施します。(平成29年度対象分野：オーケストラ・オペラ)
- (ロ) 入場料にとられず挑戦的で芸術性の高い公演等については、創造活動経費を支援する助成方式により、分野の特性に応じて支援を実施します。

③ 助成システムの機能の充実

文化芸術活動への支援策をより効果的に行うため、専門家を活用した審査・評価の仕組みを独立行政法人日本芸術文化振興会において導入し、充実していきます。

(対象分野：音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能)

2 劇場・音楽堂等機能強化推進事業

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年6月制定)及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」(平成25年3月制定)の目的・内容を踏まえ、劇場、音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業、劇場、音楽堂等間のネットワーク形成等に対し、総合的に支援することにより、劇場、音楽堂等の活性化や、地域コミュニティの創造と再生を推進します。

3 芸術祭

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催されています。

4 国民文化祭

国民文化祭は、アマチュア活動を中心とした国民一般の様々な文化活動を全国規模で発表する場を提供し、顕彰等を実施することにより、文化活動への参加意欲を喚起し、新たな文化の創造を促し、地方文化の発展に寄与することを目的として、開催される文化の祭典です。第33回となる平成30年度は、「おおいた大茶会」をテーマとして大分県で開催されます。



おおいた大会マスコットキャラクター めじろん

5 文化芸術創造拠点形成事業

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とし、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業に対して支援を行います。

6 国際文化芸術発信拠点形成事業

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人(インバウンド)の増加、活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成を支援します。

7 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業

新進芸術家等が基礎や技術を磨いていくために必要な舞台などの実践の機会や、広い分野に関する知識を身に付ける場を提供するとともに、その基盤整備を行います。

8 大学を活用した文化芸術推進事業

高度な専門性を有したアートマネジメント(文化芸術経営)人材や、作品の鑑賞者と作品をつなぐファシリテーターの養成・能力向上を推進するため、芸術系大学等が行う実践的なカリキュラムの開発・実施へ補

助を行います。

**9 文化芸術による「創造力・想像力」豊かな子供
の育成**

①文化芸術による子供の育成事業

子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を実施します。

②伝統文化親子教室事業

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化を計画的・継続的に体験・修得する機会を提供します。

10 新進芸術家の海外研修制度

美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野における新進芸術家に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供します。

1年研修、2年研修、3年研修、特別研修(80日間)、短期研修(1か月程度)の5種類があり、これまでに約3,400名を派遣しています。

11 全国高等学校総合文化祭

全国高等学校総合文化祭は、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から開催している我が国最大規模の高校生の文化の祭典です。

大会の出場者が日頃の活動の成果を競い合い、交流を深める一方、大会の企画・運営にも高校生が中

心的な役割を担うなど、高校生ならではの柔軟な発想や熱意にあふれた大会となつていきます。

第42回となる平成30年度

は、「みずずかる信濃に若

木は競い森を深める 山脈渡る風に種子を拡げて」を大会テーマとして、長野県において開催されます。



長野大会マスコットキャラクター 信州なび助

12 障害者による文化芸術活動の充実

地域の劇場・音楽堂等における点字や副音声による解説や、映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイド制作など、障害のある方々が家族や友達とともに鑑賞できる環境づくりに資する取組、また、特別支援学校等に芸術家を派遣し、子供たちが創作、表現等の体験活動ができる取組や、卒業後も文化芸術の創造活動を続けることができる環境づくりに資する取組を推進します。さらに、障害のある方々による優れた文化芸術活動に関する公演や展示会の実施等、国内外に発信していく取組を推進します。加えて、平成30年度からは、障害者や高齢者に対して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等に対し、固定資産税等を減免する特例を創設します。

文化財の保存及び観光振興等への活用を目指して

文部科学大臣から「これからの文化財の保存と活用の在り方」について包括的な諮問を受け、文化審議会より、「これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方等について」第一次答申がなされま

した。この答申では、過疎化や少子高齢化等を背景に文化財の継承が危機的な状況にあることを踏まえ、文化財の保存・活用の担い手を社会全体に広げていくことに留意しながら、主に三つの点について書かれています。

第一点は、総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化のための方策についてです。文化財を国が指定し、個々の点で保護してきた現行の仕組みに加え、地方公共団体が、未指定を含めた域内の文化財を調査し把握した上で、地域の歴史や文化の特徴等を踏まえ、文化財の保存・活用に係る計画を策定することを可能とするなど、地域で包括的に面で文化財保護に当たることができるよう仕組みを整備するものです。

第二点は、個々の文化財の計画的な保存・活用と、その担い手の拡充のための方策についてです。これまで一部の文化財類型で策定を推奨してきた個々の文化財の保存活用計画を制度上に位置付け、その状況を「見える化」することによって、計画的に文化財の管理や修理、公開などを図れるようにするとともに、計画を国が認定することで、諸手続の一定の弾力的運用を図るものです。

第三点は、地方文化財行政の推進力強化についてです。現在は教育委員会が所管している文化財保護に関する事務について、文化財保護の充実のために必要な場合には、地方文化財保護審議会を必ず置くなど専門的・技術的判断の確保等への対応を図った上で、自治体の選択により、首長部局の所管とすることを可能とします。

今後、答申を踏まえ、国会に文化財保護法をはじめとする関係法令の改正案を提出するなど、これら

の方策を進めてまいります。

1 観光関係の取組

①「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の推進

平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定されたこと、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていることも踏まえ、文化庁において策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を推進します。引き続き、これらの方針に基づき、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備し、文化財の一体的・面的活用や外国人の方にも分かりやすい解説の整備、文化資源の質の向上などにより、より一層文化財の活用を図ります。

②文化財の多言語解説の推進

「文化財の多言語解説等による国際発信力強化の方策に関する有識者会議」における検討を踏まえ、平成29年9月に文化財に関する国際発信力強化の方策について提言をとりまとめました。我が国の歴史や文化を理解する上で欠かせない文化財を観光資源として活用し、訪日外国人旅行者が文化財の魅力を十分に感じ、楽しめるような環境を整備するため、平成30年度より新たに、文化財について多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を観光施策と連携して実施し、今後2020年までに文化財を中核とした観光拠点200か所を中心に整備し、訪日外国人旅行者の文化財への理解を深め、地域での体験滞在の満足度向上を目指します。

2 国指定等文化財の保存修理等

①建造物の保存修理等

国宝・重要文化財（建造物）を適切に保存し次世代に継承していくため、所有者等が実施する保存修理や防災施設整備等の事業に対し、補助及び指導・助言を行います。また、国宝・重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の公開活用を促進するため、保存活用計画の策定や、解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組に対して支援します。

②美術工芸品の保存修理等

国宝・重要文化財（美術工芸品）のうち、材質が脆弱な上に長い年月を経過して、風化、材質疲労等による損傷の進行が著しい状況に置かれている文化財の修理や、防災設備の整備に対し、補助及び指導・助言を行います。

③無形文化財の伝承・公開

無形文化財（演劇・音楽・工芸技術等）については、重要なものを重要無形文化財に指定するとともに、これらの「わざ」を高度に体現・体得している者又は団体を保持者又は保持団体として認定してい



国宝 東照宮陽明門 保存修理



紙本着色藤原元真像く（佐竹本三十六歌仙切）一冊 鎌倉時代



重要無形文化財「小石原焼」 保持者：福島善三

ます。これら重要無形文化財の保護のため、各個認定の保持者（いわゆる「人間国宝」）に対する特別助成金の交付を行うとともに、保持団体や地方公共団体等が実施する伝承者養成事業や公開事業に対し、補助を行います。

④民俗文化財の保存と活用

重要有形民俗文化財の管理・修理、重要無形民俗文化財に関する伝承者養成や用具等の修理・新調等の事業に対し、補助を行います。また、文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰滅のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を行います。

⑤史跡等の保存整備・活用

古墳、城跡、旧宅等の遺跡で、歴史上、学術上価値の高いものを史跡に、庭園、峡谷、海浜等の名勝地で、芸術上、観賞上価値の高いものを名勝に、動物、植物及び地質鉱物のうち学術上価値の高いものを天然記念物に指定しています。これら史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を実施し、保存整備や活用等を推進します。



天然記念物及び名勝大歩危小歩危 (徳島県三好市)

⑥文化的景観の保存・活用

棚田や里山、歴史的集落など地域の生活・生業によって育まれた文化的景観のうち、市町村により保護の措置が講じられ、特に重要なものを重要文化的景観に選定していま



重要文化的景観 京都岡崎の文化的景観 (京都府京都市)

す。文化的景観の保存・活用を図る市町村の事業に対し、補助を行います。

⑦埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行います。

⑧伝統的建造物群の保存修理等

伝統的建造物群が周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的建造物群保存地区のうち、その価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定しています。重要伝統的建造物群保存地区における集落・町並みの特性を維持していくため、市町村が実施する保存修理・修景、耐震対策、防災施設設備の整備等の事業に対し、補助及び指導・助言を行います。

⑨文化財の保存技術の伝承等

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存団体を認定しています。これら選定保存技術の保護のため、技術の練磨、伝承者養成などの事業に対し、補助を行います。



選定保存技術「上絵具製造」
保持者：辻昇衆

⑩国宝重要文化財等の買上げ

国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要文化財等の買上げを実施します。

⑪史跡等の買上げ

史跡等は一定の広がりを持つ文化財であり、その保存は都市化の進展や開発に伴い危機に瀕しつつあります。このため、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し補助を行います。

3 文化財総合活用・観光振興戦略プランの創設

「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を目標として、文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行います。

①観光拠点形成重点支援事業

文化財を中核とする観光拠点の整備を推進するため、歴史文化基本構想策定地域や他の地域のモデルとなる優良な取組に対する支援を実施します。

②日本遺産魅力発信推進事業

地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化し、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に認定するとともに、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を支援することにより、地域の活性化を図ります。具体的には、日本遺産を通じた地域活性化に資する情報発信や人材育成事業、普及啓発事業、公開活用のための整備に係る事業等に対し支援を行います。

③文化遺産総合活用推進事業

我が国の「宝」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開、後継者養

成、古典に親しむ活動など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進します。

(イ) 地域文化遺産活性化事業

地域の文化遺産を活用した地域活性化を推進するために、地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及活動、継承、記録作成等に対する支援

(ロ) 地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画

画(仮称)等策定支援事業
地方公共団体が実施する域内の文化財の総合的な保存・活用に関する基本的な計画等の策定・改訂に対する支援

(ハ) 世界文化遺産活性化事業

世界文化遺産活性化として、登録された世界文化遺産を活用して地域の観光振興と活性化を図るために行う情報発信、普及、保護活用の取組に対する支援

(ニ) 日本の歴史・伝統文化情報発信推進事業

外国人が理解しやすい文化財の解説作成や、地域の文化財に関する情報の多言語化を図るための体制整備に対する支援

④地域の美術館・博物館支援事業クラスターの形成

地域の文化財の魅力発信、観光振興、多言語化や開館時間の延長、ユニークベンチャーの促進など、美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター(文化集積地区)創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備の支援を行います。

⑤歴史いきいき史跡等総合活用整備事業

歴史的に由緒ある史跡について、整備後の「活用」方策も念頭に置きつつ、復元、保存・修復等の整備

を行うことにより、史跡等の魅力発信につなげ、地域の活性化・アイデンティティの醸成を図ります。

⑥地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発を行うとともに、その保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋蔵文化財センター設備整備を行い、両者の一体的な運用を図ることによって、地域活性化を促進します。

⑦美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業

重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）を健全で美しい状態に回復するための美装化の取組を支援します。

⑧日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業

国宝・重要文化財（美術工芸品）の外観を健全で美しい状態に回復し、観光資源としての魅力を向上させる事業（美装化）を支援します。

4 ユネスコ世界文化遺産・ユネスコ無形文化遺産

①ユネスコ世界文化遺産

我が国を代表する固有の文化遺産を、ユネスコの世界遺産一覧表に記載することは、日本文化を世界に向けて発信するとともに、歴史と文化を尊ぶ心を培う上で大きな意義を有します。平成29年7月には、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群が世界遺産一覧表に記載されたところです。引き続き我が国の世界遺産を適切に保護・管理するとともに、文化遺産の世界遺産一覧表への記載を推進します。

②ユネスコ無形文化遺産

国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等に貢献するため、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組等について、国際社会に積極的にアピールしていくことが求められます。平成30年秋には、現在ユネスコに提案中の「来訪神・仮面・仮装の神々」が政府間委員会で審議される予定です。引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興するとともにユネスコ無形文化遺産への登録を推進します。

5 その他

①高松塚古墳壁画保存・活用の推進

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、石室解体後、仮設修理施設において保存修理作業等を実施しています。引き続き壁画の保存修理作業を行うとともに、修理施設の公開等を実施します。

②キトラ古墳の保存・活用の推進

特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、平成28年秋にオープンした「キトラ古墳壁画体験館 四神の館」において、取り外した壁画の保存と公開を推進します。あわせて、整備された古墳を公開します。

③文化財の保護対策の検討

美術品のより安全な保存・管理環境を確保するため、適切な防災設備、保存（活用）施設等の設計及び管理の指針を構築します。

また、工芸技術分野の重要無形文化財保持者・保持団体の作品等の展示（「日本のわざと美」展―重

要無形文化財とそれを支える人々―）や、選定保存技術の保存団体による展示・実演・体験活動（日本の体験フェア）によって広く一般に公開し、その重要性を理解できる機会を提供します。食文化、茶道等の生活文化等については、次世代へ継承するための方策を検討するための実態調査等を引き続き実施します。

④日本における水中遺跡保護体制の整備充実に関する調査研究事業

平成29年10月に刊行した「水中遺跡保護の在り方について」（報告）に基づき、地方公共団体が行う水中遺跡の調査・保存・活用の取組を支援するとともに、各地方公共団体がそれらの事業を円滑に推進できるような「発掘調査のびきり水中遺跡調査編」の作成を進めます。

⑤被災文化財の復旧

東日本大震災で被害を受けた国指定等文化財について、早期の保存・修復を図るため、文化財の所有者等が実施する被災文化財の復旧事業に対する指導、経費の補助など、必要な措置を講じます。

⑥被災ミュージアム再興事業

東日本大震災で被災した博物館資料の修理、修理した資料の整理・データベース化、応急措置を施した資料を収蔵する場所の確保等に必要経費を支援します。

⑦国立アイヌ民族博物館の整備

アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして北海道白老町に整備される民族共生象徴空間内に、2020年4月の一般公開へ向け国立アイヌ民族博物館を整備します。